



証券コード：3420

第61回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）

場 所

大阪市北区西天満3丁目2番17号
当社大阪本店ビル5階会議室
（末尾「株主総会会場ご案内図」ご参照）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

株式会社 ケー・エフ・シー

証券コード 3420
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月28日

株 主 各 位

大阪市北区西天満3丁目2番17号
株式会社 ケー・エフ・シー
代表取締役社長 田 村 知 幸

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kfc-net.co.jp/ir/investors>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3420/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ケー・エフ・シー」、又は「コード」に当社証券コード「3420」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時 （午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 大阪市北区西天満3丁目2番17号
当社大阪本店ビル5階会議室
（末尾「株主総会会場ご案内図」ご参照）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使のご案内）
 - (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前、修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に
対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



郵送で議決権を 行使される場合

議決権行使書に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投
函ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書を会場受付にご提出く
ださい。

開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時
(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2～3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

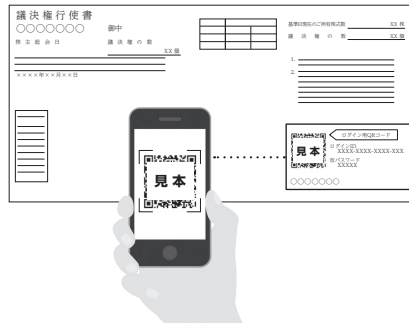
※議決権行使書はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の堅調さが継続し、家計も実質所得が増加に転じるなど、緩やかな回復を続けており、賃金と物価が共に据え置きで動かない状況が変化し、デフレ脱却に向け、賃金と物価は上昇傾向となっております。しかしながら、賃金上昇の持続性、商品やサービスに対する価格転嫁、米中貿易摩擦による製造業の輸出・生産の下押し、エネルギーコストの上昇など、企業活動や消費動向に対し注視すべき状況が続いております。

当社グループの関連する建設業界においては、建設資材価格の上昇傾向が継続する中、慢性的な人員不足の問題に有効な解決策を見出すことが難しく、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもと当社グループは、当社の有する豊富な製品・工法群をベースとした最適なソリューションを提案し、需要先のニーズに応えることで、公共事業を中心とした政府建設投資を中心に商品の拡販と建設工事の受注に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、260億73百万円（前期比4.0%増）で、その内訳は、商品売上高が108億6百万円（前期比3.4%増）、完成工事高は152億66百万円（前期比4.4%増）となりました。

収益面につきましては、売上高は増加したものの、人件費をはじめとした販売費及び一般管理費の増加の影響などにより、連結経常利益は14億59百万円（前期比15.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、9億97百万円（前期比15.3%減）となりました。

次に部門別の売上高は以下のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。

〔ファスナー事業部門〕

ファスナー事業部門においては、当社の主力製品である、あと施工アンカー類の売上高は、鉄道関連耐震材料の需要も一巡したことから、前期と同水準となりました。また、当社独自工法である「せん断補強 RMA 工法」及び民間施設の耐震補強工事の受注額が増加したことなどにより、売上高は81億73百万円（前期比5.7%増）となりました。

〔土木資材事業部門〕

土木資材事業部門においては、技術提案による特殊ロックボルト及び高機能防水シートの販売は順調に推移し、重金属対策商品の販売もありましたが、主力商品のロックボルトやトンネル補助資材の売り上げが減少した影響などにより、売上高は76億46百万円（前期比6.7%減）となりました。

〔建設事業部門〕

建設事業部門においては、当社の得意とするトンネル補修・補強工事で、大型物件を1件、環境対策工事で1件受注したほか、大型元請物件が4件竣工いたしました。また、既受注物件であるコンクリート構造物補修・補強工事の進捗が順調に進んだことと、子会社が得意としている一面耐震補強工事の受注が寄与したことなどにより、売上高は113億9百万円（前期比11.6%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループが実施いたしました設備投資総額は、2億3百万円となりました。その主なものは、機械装置及び運搬具の増加によるものであります。また、資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借入れにより調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、インバウンド消費の活発化や個人消費の底堅さなどあるものの、世界的な物価高及び米国の関税引き上げによる経済の停滞による当面の輸出減少や、企業収益の減少や賃上げの抑制などにより、実質GDPは小幅ながらマイナス成長が予想されております。

一方、建設業界においても、公共建設投資は堅調なものの、建設資材価格や運搬費の高騰、建設技術者・技能労働者の慢性的不足や、建設業におけるデジタルトランスフォーメーションの進展など、まだまだ数多くの課題を抱えており、事業環境をめぐる見通しは今なお不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社は時代の要請に応え、起こりうる変化に適応し、持続的に成長可能な企業を目指し、「ケー・エフ・シーグループ中期経営計画〈2025年3月期－2027年3月期〉」を2024年4月よりスタートさせております。2024年3月期を最終年度とした前中期経営計画で築いた土台をより強固にし、次の成長ステージの事業基盤を拡充する期間と位置付け、DX・人的資本経営・成長投資の拡大により資本効率を向上させ、さらなる組織力強化と生産性向上を図りながら、中長期的な企業価値の向上に邁進してまいります。

また、常にオンリーワン技術にチャレンジする当社の精神を礎とし、豊かな社会資本・インフラ整備に貢献する「業界のリーディングカンパニー」としての企業体制を確立してまいります。

これらの着実な積み重ねにより、いかなる市場環境においてもステークホルダーの皆様のご期待に応えることができる企業力を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

期 別	第 58 期 2022年3月期	第 59 期 2023年3月期	第 60 期 2024年3月期	第 61 期 2025年3月期
売 上 高(千円)	25,957,620	22,627,321	25,070,067	26,073,037
営 業 利 益(千円)	2,489,073	1,277,706	1,621,774	1,358,751
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,840,703	1,052,052	1,177,042	997,440
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	250円11銭	142円95銭	159円93銭	135円53銭
総 資 産(千円)	26,208,966	26,191,190	29,618,535	28,841,139
純 資 産(千円)	19,162,081	19,556,474	20,616,433	21,249,703
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,601円32銭	2,657円30銭	2,801円32銭	2,887円37銭

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数はいずれも自己株式を控除して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アールシーアイ株式会社	74,000 ^{千円}	100.0 [%]	建設工事の設計・施工

(6) **主要な事業内容（2025年3月31日現在）**

当社グループは、各種あと施工アンカー類の販売・施工、トンネル支保材の販売、防水シート
の販売、並びに道路、鉄道及び建築物関連各種工事の設計・施工を主な事業として行っておりま
す。

部門別の主な営業活動は次のとおりであります。

ファスナー事業部門
①各種「あと施工アンカー」類の販売・施工 ②鋼材及び各種金物の製作・販売 ③耐震関連資材の販売 ④建築物等の耐震関連工事の設計・施工 ⑤道路及び鉄道橋脚等の耐震関連工事の設計・施工
土木資材事業部門
①ロックボルト等トンネル支保材の販売 ②ドライモルタル等ロックボルト用定着剤の販売 ③トンネル用防水シート及び附属品並びに溶着機等施工機械の販売 ④ウレタン注入剤等トンネル用岩盤固結剤及び注入機等施工機械の販売並びにレンタル ⑤遮水シート、防水シートの輸入販売、設計、施工
建設事業部門
①トンネル内装及び耐火工事及び遮音壁設置工事等の環境工事の設計・施工 ②防護柵設置工事及び落下物防止工事等安全施設工事の設計・施工 ③トンネル補強工事及びビル外壁補修工事等リフレッシュ工事の設計・施工 ④トンネル内照明及び防災等設備工事並びに橋梁部設備関連工事の設計・施工 ⑤上記工事に関連する建設資材の販売

(7) 主要な営業所(2025年3月31日現在)

当 社

1. 本 店 大阪市北区西天満3丁目2番17号
2. 東 京 本 社 東京都港区芝公園2丁目4番1号
3. 営 業 拠 点 東北(仙台市泉区) 横浜(横浜市都筑区)
静岡(静岡市駿河区) 名古屋(名古屋市東区)
岡山(岡山市北区) 中国(広島市南区) 福岡(福岡市博多区)
4. 流通センター 大阪流通センター (大阪府富田林市)
関東流通センター (埼玉県加須市)

子 会 社

アールシーアイ株式会社

1. 本 店 大阪市北区西天満3丁目2番17号
2. 東 京 本 社 東京都港区芝公園2丁目4番1号

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファスナー事業	105名	+13名
土木資材事業	40名	+1名
建設事業	103名	+4名
全社（共通）	79名	△3名
合計	327名	+15名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	+14名	41.6歳	14.0年

(注) 参与、顧問、嘱託、臨時雇用者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,970,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,378,050株
- (3) 株主数 2,205名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
那須電機鉄工株式会社	909,200株	12.35%
積水樹脂株式会社	777,000	10.56
ケー・エフ・シー取引先持株会	461,000	6.26
高田俊太	400,900	5.45
株式会社三菱UFJ銀行	307,000	4.17
株式会社UH5	283,800	3.86
株式会社中外精工	175,000	2.38
エムエスティ保険サービス株式会社	150,000	2.04
B N Y M A S A G T /CLTS NONTREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	127,300	1.73
上田薫	125,000	1.70

(注) 持株比率は自己株式（18,512株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長(兼)執行役員社長		高	田 俊 太	
専務取締役(兼)専務執行役員		石	田 裕 宗	営 業 管 掌 （ 兼 ） 建 設 事 業 部 長
常務取締役(兼)常務執行役員		稲	葉 朗	コ ン プ ラ イ ア ン ス 委 員 会 委 員 長 管 理 管 掌 （ 兼 ） 総 務 部 長
取 締 役 （ 兼 ） 執 行 役 員		石	原 淳	土 木 資 材 事 業 部 長
取 締 役 （ 兼 ） 執 行 役 員		田	村 知 幸	フ ァ ス ナ ー 事 業 部 長
社 外 取 締 役		佐	野 裕	佐野裕経営コンサルタント事務所代表 株 式 会 社 思 文 閣 専 務 取 締 役
社 外 取 締 役		中	桐 万 里 子	株式会社WOW Holdings COO 公 益 社 団 法 人 大 日 本 報 徳 社 理 事 学 校 法 人 報 徳 学 園 理 事
常 勤 監 査 役		山	口 義 弘	
社 外 監 査 役		五	島 洋	弁 護 士 法 人 飛 翔 法 律 事 務 所 代 表 社 員 株 式 会 社 ケ シ オ ン 社 外 監 査 役 株 式 会 社 イ ン ゲ ー ジ 社 外 監 査 役
社 外 監 査 役		渡	部 靖 彦	渡 部 靖 彦 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 株 式 会 社 エ ム ケ イ シ ス テ ム 社 外 監 査 役 学 校 法 人 立 命 館 監 事 扶 桑 薬 品 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役

- (注) 1. 当社は社外取締役 佐野 裕氏及び中桐 万里子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は社外監査役 五島 洋氏及び渡部 靖彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役 五島 洋氏は弁護士の資格を、社外監査役 渡部 靖彦氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、企業法務及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
高 田 俊 太	代 表 取 締 役 社 長 (兼) 執 行 役 員 社 長	代 表 取 締 役 会 長	2025年4月1日
田 村 知 幸	取 締 役 (兼) 執 行 役 員 フ ァ ス ナ ー 事 業 部 長	代 表 取 締 役 社 長 (兼) 執 行 役 員 社 長	2025年4月1日
稲 葉 朗	常 務 取 締 役 (兼) 常 務 執 行 役 員 コ ン プ ラ イ ア ン ス 委 員 会 委 員 長 管 理 管 掌 (兼) 総 務 部 長	専 務 取 締 役 (兼) 専 務 執 行 役 員 コ ン プ ラ イ ア ン ス 委 員 会 委 員 長 管 理 管 掌 (兼) 総 務 部 長	2025年4月1日

5. 取締役を兼務しない執行役員の氏名及び担当業務は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

役 職	氏 名	担 当
執 行 役 員	大 平 康 史	フ ァ ス ナ ー 事 業 部 部 長
執 行 役 員	村 井 良 和	安 全 統 括 部 部 長
執 行 役 員	千 足 裕 一	営 業 企 画 部 部 長
執 行 役 員	新 井 吉 幸	建 設 事 業 部 副 事 業 部 長 (工事統括) (兼) 建設工事部 長
執 行 役 員	菅 原 崇 秀	購 買 部 部 長
執 行 役 員	瀬 野 光 陽	フ ァ ス ナ ー 事 業 部 副 事 業 部 長 (兼) 大 阪 フ ァ ス ナ ー 部 長
執 行 役 員	清 水 達 也	建 設 事 業 部 副 事 業 部 長
執 行 役 員	竹 本 幸 弘	技 術 部 部 長
執 行 役 員	佐 竹 辰 州	経 営 企 画 部 部 長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動等

① 取締役の退任

2024年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、堀口康郎氏及び羽馬徹氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役の地位・担当変更

当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
稲 葉 朗	取 締 役（兼） 執 行 役 員 総 務 部 長	常務取締役（兼）常務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌（兼）総務部長	2024年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社（アールシーアイ株式会社）の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員及び管理職従業員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	166 (7)	122 (7)	44 (0)	－ (－)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (9)	16 (8)	2 (0)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	185 (16)	138 (15)	46 (1)	－ (－)	12 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 上記には、2024年6月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等にかかる業績指標は連結営業利益であり、その実績は13億58百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループの業績等に対する貢献度を客観的に示すものであることから、当該指標を選択しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1996年3月28日開催の第31回定時株主総会において年額4億50百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、18名です。

監査役の金銭報酬の額は、1996年3月28日開催の第31回定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

ケー・エフ・シーグループが持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指す。

ロ. 基本報酬及び業績連動報酬等に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び業績連動報酬である「賞与」で構成する。

(1) 基本報酬

同業他社及び同規模の企業と比較の上、業績に見合った水準とし、責任及び役割に応じで決定し、毎月金銭にて支給する。

(2) 賞与

連結営業利益を指標とし、この利益の額に所定の係数を乗じた額を基礎とし、経営の意思決定と管理監督を担う役付取締役及び社外取締役については、ケー・エフ・シーグループの業績等に対する貢献度に基づき各事業年度末に金銭にて支給し、所属セグメントや部門からケー・エフ・シーグループの業績等への貢献を担う取締役（役付取締役及び社外取締役を除く）については、各取締役が所属するセグメントや部門におけるケー・エフ・シーグループの業績等に対する貢献度に基づき、毎年6月と12月に金銭にて支給する。

ハ. 報酬等の決定に関する事項

取締役会は、取締役の報酬等について、代表取締役に再一任する。代表取締役は、取締役会から一任された範囲内で基本報酬及び賞与を決定する権限を有する。報酬の決定に際しては、同業他社及び同規模の企業との比較や各取締役のケー・エフ・シーグループの業績等への貢献度の評価を行い、役付取締役と協議の上、決定を行う。なお、取締役の報酬等については、株主総会により決議された範囲内とする。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき、代表取締役 高田俊太氏に対し各取締役の基本報酬の額及び業績等への貢献度を踏まえた賞与の評価の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績等への貢献度について評価を行うには代表取締役が適任と判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、役付取締役と協議の上、決定しております。

(6) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先 法 人 名	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	佐 野 裕	佐野裕経営コンサルタント事務所 株 式 会 社 思 文 閣	代 表 表 専 務 取 締 役	特別な関係はございません 特別な関係はございません
社 外 取 締 役	中桐 万里子	株式会社WOW Holdings 公益社団法人日本報徳社 学 校 法 人 報 徳 学 園	C O O 理 事 事 事	特別な関係はございません 特別な関係はございません 特別な関係はございません
社 外 監 査 役	五 島 洋	弁護士法人飛翔法律事務所 株 式 会 社 ケ シ オ ン 株 式 会 社 イ ン ゲ ー ジ	代 表 社 員 社 外 監 査 役 社 外 監 査 役	特別な関係はございません 特別な関係はございません 特別な関係はございません
社 外 監 査 役	渡 部 靖 彦	渡部靖彦公認会計士事務所 株式会社エムケイシステム 学 校 法 人 立 命 館 扶 桑 薬 品 工 業 株 式 会 社	代 表 表 社 外 監 査 役 監 査 事 務 社 外 取 締 役	特別な関係はございません 特別な関係はございません 特別な関係はございません 特別な関係はございません

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社 外 取 締 役	佐 野 裕	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。必要に応じ、主に経営コンサルタントとして企業経営の専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、コンプライアンス委員会、経営会議等にも出席し、必要な助言を行うとともに、進捗状況等のモニタリングを行っております。
社 外 取 締 役	中桐 万里子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。必要に応じ、専門的見地からコンプライアンスや企業倫理に関する意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、コンプライアンス委員会にも出席し、人材育成やCSR活動、女性活躍、女性の就業環境などについて助言を行っております。

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社 外 監 査 役	五 島 洋	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士として企業法務の専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	渡 部 靖 彦	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士として財務会計の専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区	分	支	払	額
①	当社が支払うべき報酬等の合計額			25百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,719,973	流 動 負 債	7,160,606
現 金 及 び 預 金	3,599,126	支 払 手 形	39,306
受 取 手 形	385,311	電 子 記 録 債 務	2,028,241
電 子 記 録 債 権	1,688,801	買 掛 金	989,782
売 掛 金	1,734,541	工 事 未 払 金	1,617,016
完 成 工 事 未 収 入 金	5,686,602	短 期 借 入 金	90,000
有 価 証 券	1,200,251	1年以内返済予定の長期借入金	300,000
未 成 工 事 支 出 金	394,751	リ ー ス 債 務	2,379
商 品	3,248,766	未 払 法 人 税 等	460,635
貯 蔵 品	6,482	未成工事受入金及び前受金	245,099
そ の 他	778,287	賞 与 引 当 金	180,929
貸 倒 引 当 金	△2,947	そ の 他	1,207,216
固 定 資 産	10,121,165	固 定 負 債	430,828
有 形 固 定 資 産	4,862,986	長 期 借 入 金	100,000
建 物 及 び 構 築 物	871,287	リ ー ス 債 務	8,492
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	250,468	長 期 未 払 金	45,492
工 具 器 具 備 品	63,525	繰 延 税 金 負 債	276,843
土 地	3,663,769		
リ ー ス 資 産	9,884	負 債 合 計	7,591,435
建 設 仮 勘 定	4,050	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	283,253	株 主 資 本	20,354,340
ソ フ ト ウ エ ア	270,763	資 本 金	565,295
そ の 他	12,490	資 本 剰 余 金	376,857
投 資 其 他 の 資 産	4,974,926	利 益 剰 余 金	19,437,725
投 資 有 価 証 券	4,208,372	自 己 株 式	△25,537
退 職 給 付 に 係 る 資 産	465,387	その他の包括利益累計額	895,363
繰 延 税 金 資 産	7,150	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	716,103
そ の 他	309,089	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	179,259
貸 倒 引 当 金	△15,073	純 資 産 合 計	21,249,703
資 産 合 計	28,841,139	負 債 純 資 産 合 計	28,841,139

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
高	上	高	高	高		
商	品	売	上	高	10,806,187	
完	成	工	事	高	15,266,850	26,073,037
売	上	原	原	価		
商	品	売	上	価	7,639,098	
完	成	工	事	価	11,425,650	19,064,749
売	上	総	利	益		
商	品	売	上	総	3,167,089	
完	成	工	事	総	3,841,199	7,008,288
販	売	費	及	一		5,649,537
営	業	利	益	益		1,358,751
営	業	外	収	益		
受	取	利	息	及	68,950	
受	取	賃	貸	配	34,290	
そ		の		当	39,355	142,596
営	業	外	費	用		
支	払	利		息	14,873	
そ	の			他	26,684	41,558
経	常	利	益	益		1,459,789
特	別	利	益	益		
固	定	資	産	売	430	
投	資	有	価	証	24,306	24,736
特	別	損	失	損		
固	定	資	産	売	239	
固	定	資	産	除	490	730
税	金	等	調	整		1,483,795
法	人	税	、	住	477,584	
法	人	税	等	事	8,770	486,355
当	期	純	利	益		997,440
親	会	社	株	主		997,440
に	帰	属	す	る		
当	期	純	利	益		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,936,478	流 動 負 債	5,747,170
現 金 及 び 預 金	3,082,087	支 払 手 形	30,539
受 取 手 形	368,473	電 子 記 録 債 務	1,637,660
電 子 記 録 債 権	1,552,015	買 掛 金	885,521
売 掛 金	1,581,012	工 事 未 払 金	1,407,221
完 成 工 事 未 収 入 金	5,161,742	短 期 借 入 金	90,000
有 価 証 券	400,251	1年以内返済予定の長期借入金	300,000
未 成 工 事 支 出 金	320,740	リ ー ス 債 務	2,379
商 貯 蔵 品	2,694,391	未 払 金	332,585
前 払 費 用	6,482	未 払 費 用	54,791
未 収 入 金	87,426	未 払 法 人 税 等	392,384
そ の 他 金	587,475	未 成 工 事 受 入 金	201,139
貸 倒 引 当 金	97,160	賞 与 引 当 金	168,456
	△2,781	そ の 他	244,489
固 定 資 産	9,506,573	固 定 負 債	350,510
有 形 固 定 資 産	4,858,667	長 期 借 入 金	100,000
建 築 物	857,975	リ ー ス 債 務	8,492
機 械 及 び 装 置	13,312	長 期 未 払 金	45,492
車 両 運 搬 具	250,206	繰 延 税 金 負 債	196,525
工 具 器 具 備	262	負 債 合 計	6,097,681
土 地	59,207	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	3,663,769	株 主 資 本	18,629,266
建 設 仮 勘 定	9,884	資 本 金	565,295
	4,050	資 本 剰 余 金	376,857
無 形 固 定 資 産	283,253	資 本 準 備 金	376,857
ソ フ ト ウ エ ア	270,763	利 益 剰 余 金	17,712,651
そ の 他	12,490	利 益 準 備 金	141,323
投 資 其 他 の 資 産	4,364,652	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,571,328
投 資 有 価 証 券	3,809,393	別 途 積 立 金	4,223,000
関 係 会 社 株 式	107,487	繰 越 利 益 剰 余 金	13,348,328
関 係 会 社 出 資 金	65,000	自 己 株 式	△25,537
差 入 保 証 金	99,021	評 価 ・ 換 算 差 額 等	716,103
前 払 年 金 費 用	197,371	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	716,103
そ の 他	101,442	純 資 産 合 計	19,345,370
貸 倒 引 当 金	△15,064	負 債 純 資 産 合 計	25,443,051
資 産 合 計	25,443,051		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
高 高 高 上 上 上 売 売 売 商 品 売 上 高 完 成 工 事 高					10,006,423	23,547,820
					13,541,396	
価 価 価 原 原 原 上 上 上 売 品 売 上 原 完 成 工 事 原					7,065,924	17,149,556
					10,083,632	
益 益 益 利 利 利 上 上 上 売 品 売 上 総 利 完 成 工 事 総 利					2,940,498	6,398,263
					3,457,764	
費 費 費 一 般 管 理 費 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 外 収 当 金 料 他 用 息 他 益						5,313,802
						1,084,461
益 益 益 配 貸 費 利 受 取 利 息 及 び 配 貸 費 利 受 取 賃 の 外 利 そ の 利					67,866	182,260
					34,290	
益 益 益 利 利 利 上 上 上 売 品 売 上 総 利 完 成 工 事 総 利					80,103	50,787
					14,873	
益 益 益 却 却 却 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 損 損 益					35,913	1,215,934
					430	24,736
益 益 益 却 却 却 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 損 損 益					24,306	
					239	730
益 益 益 却 却 却 資 産 売 却 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 特 別 損 失 損 損 益					490	
						1,239,940
税 引 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益					390,348	396,563
					6,214	
						843,377

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ケー・エフ・シー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大好	慧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉永	竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケー・エフ・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ケー・エフ・シー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大好 慧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉永 竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社ケー・エフ・シー 監査役会

常勤監査役 山 口 義 弘 ㊞

社外監査役 五 島 洋 ㊞

社外監査役 渡 部 靖 彦 ㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、業績、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮し行うこととしております。

当事業年度の期末配当は、普通配当を1株につき50円とするとともに、2025年3月4日に当社が設立60周年を迎えたことを記念して1株につき15円の記念配当を加え、1株につき65円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金65円
(うち、普通配当50円、会社設立60周年記念配当15円)
配当総額 478,369,970円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、社外取締役3名を含む、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	
1	たかだ しゅんた 高田 俊太	代表取締役会長	再任
2	たむら ともゆき 田村 知幸	代表取締役社長（兼）執行役員社長	再任
3	いしだ ひろむね 石田 裕宗	専務取締役（兼）専務執行役員 営業管掌（兼）建設事業部長	再任
4	いなば あきら 稲葉 朗	専務取締役（兼）専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌（兼）総務部長	再任
5	いしはら じゅん 石原 淳	取締役（兼）執行役員 土木資材事業部長	再任
6	さの ひろし 佐野 裕	社外取締役	再任 独立
7	なかざり まりこ 中桐 万里子	社外取締役	再任 独立
8	えのもと れみ 榎本 麗美		新任 独立

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1 再 任	たか だ しゅん た 高 田 俊 太 (1968年 2 月10日生)	1992年 8 月 当社入社 2004年 4 月 当社営業統括部東京支店 建設部副部長 2005年 4 月 当社営業推進部長 2005年 6 月 当社取締役（兼）執行役員 営業推進部長 2007年 4 月 当社取締役（兼）執行役員 営業企画推進部長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長 （兼）執行役員副社長 営業企画推進部長 2012年 4 月 当社代表取締役社長 （兼）執行役員社長 2019年 4 月 当社代表取締役社長 （兼）執行役員社長 営業管掌 2023年 4 月 当社代表取締役社長 （兼）執行役員社長 2025年 4 月 当社代表取締役会長（現任） (現在に至る)	400,900株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、2005年6月の取締役就任以来、経営の全般に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有し、2025年4月より代表取締役会長を務めております。これまでの実績とリーダーシップを踏まえ、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
2 再任	た む ら と も ゆ き 田 村 知 幸 (1970年2月14日生)	1994年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社ファスナー事業部名古屋ファスナー部長 2015年 4 月 当社営業企画部 部長 2018年 4 月 当社ファスナー事業部副事業部長 2020年 4 月 当社執行役員ファスナー事業部副事業部長 2023年 4 月 当社執行役員ファスナー事業部長 2023年 6 月 当社取締役（兼）執行役員 ファスナー事業部長 2025年 4 月 当社代表取締役社長 （兼）執行役員社長（現任） (現在に至る)	8,300株
(取締役候補者とした理由) 同氏は長年にわたりファスナー事業分野での実務経験を重ねた後、ファスナー事業部の要職を歴任し、2020年4月より執行役員、2023年6月より取締役、2025年4月より代表取締役社長を務めております。ファスナー事業分野における豊富な経験と専門的知識を有しており、これまでの実績とリーダーシップを踏まえ、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	いし だ ひろ むね 石 田 裕 宗 (1969年 2 月18 日生)	1992年 3 月 当社入社 2008年 4 月 当社建設事業部建設営業一部長 2013年 4 月 当社建設事業部副事業部長 (兼) 東京建設部長 2014年 4 月 当社建設事業部副事業部長 2020年 4 月 当社建設事業部長 2020年 6 月 当社取締役 (兼) 執行役員 建設事業部長 2023年 4 月 当社専務取締役 (兼) 専務執行役員 営業管掌 (兼) 建設事業部長 (現任) (現在に至る)	13,800株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたり建設事業分野での実務経験を重ねた後、建設事業部の要職を務め、2020年 4 月には建設事業部長に就任し、2020年 6 月より取締役を、2023年 4 月より営業全般を管掌する専務取締役を務めております。建設事業分野における豊富な経験と専門的知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4 再任	いなば あきら 稲葉 朗 (1964年6月28日生)	1991年12月 当社入社 2010年4月 当社販売管理部副部長 2011年11月 当社総務部副部長 2012年6月 当社総務部部長 2013年4月 当社総務部長 2017年4月 当社執行役員総務部長 2020年6月 当社取締役(兼)執行役員総務部長 2021年6月 当社取締役(兼)執行役員総務部長 (兼)東京管理部長 2022年4月 当社取締役(兼)執行役員総務部長 2024年4月 当社常務取締役(兼)常務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌(兼)総務部長 2025年4月 当社専務取締役(兼)専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌(兼)総務部長(現任) (現在に至る)	3,600株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたり管理部門での実務経験を重ねた後に総務部長を務め、2020年6月より取締役、2024年4月からは管理部門を管掌する常務取締役、2025年4月からは専務取締役として、当社の管理部門を幅広く統括してまいりました。当社における管理業務を全般的・横断的に広く俯瞰できる高度な知識と、それぞれの分野に精通する豊富な経験を有するとともに、ガバナンス体制の強化を通じて培われた健全な企業運営を統率する知見とコンプライアンスの見識を兼ね備えており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
5 再任	いし はら じゅん 石 原 淳 (1961年 6 月20 日生)	1984年 3 月 当社入社 2009年 4 月 当社土木資材事業部東京土木営業部長 2010年 4 月 当社土木資材事業部東京土木営業部長 2011年 4 月 当社執行役員土木資材事業部東京土木営業部長 2018年 4 月 当社執行役員土木資材事業部副事業部長 (兼) 東京土木営業部長 2020年 4 月 当社執行役員土木資材事業部長 (兼) 東京土木営業部長 2020年 6 月 当社取締役 (兼) 執行役員 土木資材事業部長 (兼) 東京土木営業部長 2021年 4 月 当社取締役 (兼) 執行役員 土木資材事業部長 (現任) (現在に至る)	9,400株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたり土木資材事業分野での実務経験を重ねた後、土木資材事業部の要職を経て、2011年 4 月より執行役員、2020年 6 月より取締役を務めております。土木資材事業分野における豊富な経験と専門的知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6 再任 独立	さ の ひろし 佐 野 裕 (1950年3月5日生)	1973年4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 1998年4月 同行 神戸支店長 1999年4月 同行 京都法人第一部長 2001年6月 株式会社ドウシヤ代表取締役専務 2002年4月 同社 代表取締役副社長 2006年4月 佐野裕経営コンサルタント事務所代表 (現任) 2009年7月 株式会社思文閣専務取締役 (現任) 2014年4月 株式会社もしも社外取締役 2015年6月 当社社外取締役 (現任) (現在に至る)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、長年にわたり大手都市銀行に勤務後、上場企業（卸売業）における会社経営者及び経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地から適切なアドバイスを当社の経営に反映していただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、経歴からも一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、引き続き独立役員として指定する予定です。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7 再 任 独 立	な か り ま り こ 中 桐 万 里 子 (1974年12 月 2日生)	2002年 4 月 京都保健衛生専門学校講師 滋賀県済生会看護専門学校講師 2007年 4 月 親子をつなぐ学びのスペースリレート代表 (現任) 2007年 9 月 聖和大学・聖和大学短期大学部講師 2008年 4 月 聖和大学専任講師 2009年 4 月 関西学院大学講師 2009年11月 京都大学大学院教育学研究科特別研究員 2011年 4 月 二宮金次郎基金名誉顧問 (現任) 2016年10月 公益社団法人大日本報徳社参事 2017年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2019年 7 月 株式会社ふくおかホールディングス (現 株式会社WOW Holdings) 社外取締役 2020年10月 学校法人報徳学園理事 (現任) 2022年 1 月 株式会社WOW Holdings C O O (現任) 2024年 4 月 公益社団法人大日本報徳社理事 (現任) (現在に至る)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、長年にわたり大学教育に携わる一方、全国各地で講演会や企業研修の講師を務め、女性の働く環境についての提言と実践を行っており、当社のC S R活動や女性の就業環境整備などについて、客観的見地から適切なアドバイスを当社の経営に反映していただけるものと判断して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、経歴からも一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、引き続き独立役員として指定する予定です。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8 新任 独立	えの もと れ み 榎 本 麗 美 (1983年2月13日生)	2005年4月 西日本放送株式会社入社 2007年10月 フリーアナウンサー(現任) 2020年7月 JAXA研究開発プログラム J-SPARCナビゲーター(現任) 2022年4月 一般社団法人そらび代表理事(現任) 2022年9月 公益財団法人日本宇宙少年団 東京日本橋分団長(現任) (現在に至る)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 同氏は、長年にわたりアナウンサーとして活動する中で、防災士の資格を生かし、熊本地震被災地をはじめとする各地復興イベントにも取り組んでおります。また、宇宙飛行士選抜試験受験者向けの講座開講、宇宙関連事業の創出を目指すJAXA研究開発プログラムのJ-SPARCナビゲーター、子ども向けに宇宙時代に活躍できる次世代育成のため日本宇宙少年団の東京日本橋分団の立ち上げ、幅広い世代に宇宙を楽しんでもらうことを目的としているそらびの発足など、宇宙関連の取り組みを積極的に行っております。このような活動を通じて得た豊富な見識を有し、専門的・客観的な見地から適切なアドバイスを当社の経営に反映していただけるものと判断して、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、経歴からも一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定する予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野 裕氏、中桐 万里子氏及び榎本 麗美氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐野 裕氏及び中桐 万里子氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐野 裕氏が10年、中桐 万里子氏が8年となります。
4. 当社は佐野 裕氏及び中桐 万里子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 榎本 麗美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 当社は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合、被保険者となります。保険料は全額会社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補する内容であります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は佐野 裕氏及び中桐 万里子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 榎本 麗美氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

9. 中桐 万里子氏の戸籍上の氏名は皆藤 万里子、榎本 麗美氏の戸籍上の氏名は金澤 麗美であります。

<ご参考>

株主総会後のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏 名	企 業 経 営	財 務 会 計	人 事 労 務	法 務 コンプライアンス	ＩＴ デジタル	技 術	営 業
高田 俊太	●						●
田村 知幸	●						●
石田 裕宗	●				●		●
稲葉 朗	●		●	●			
石原 淳						●	●
佐野 裕	●	●		●	●		
中桐 万里子	●		●	●			
榎本 麗美			●			●	

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外監査役2名を含む、監査役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	ほりぐち やすろう 堀口 康郎	顧問	新任
2	ごしま ひろし 五島 洋	社外監査役	再任 独立
3	わたなべ やすひこ 渡部 靖彦	社外監査役	再任 独立

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1 新任	ほり ぐち やす ろう 堀 口 康 郎 (1962年10月24日生)	1987年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社管理統括部経理部長 2008年 4 月 当社執行役員経理部長 2011年11月 当社執行役員管理統括部 副統括部長（兼）経理部長 2012年 4 月 当社執行役員経理部長 2012年 6 月 当社取締役（兼）執行役員経理部長 2013年 4 月 当社取締役（兼）執行役員 経理部長（兼）経営企画室長 2016年 4 月 当社常務取締役（兼）常務執行役員 経理部長（兼）経営企画室長 2017年 4 月 当社常務取締役（兼）常務執行役員 経理・財務担当 経営企画室長 2019年 4 月 当社常務取締役（兼）常務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌（兼）経理・財務担当 （兼）経営企画室長 2021年 4 月 当社常務取締役（兼）常務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌（兼）経理・財務担当 （兼）経営企画部長 2023年 4 月 当社常務取締役（兼）常務執行役員 コンプライアンス委員会委員長 管理管掌（兼）経理・財務担当 2024年 4 月 当社取締役 2024年 6 月 当社顧問（現任） （現在に至る）	15,300株
（監査役候補者とした理由） 同氏は、長年にわたり経理部長や経営企画室長などの要職を歴任し、管理部門における豊富な経験を有しており、企業運営の実務に加えてガバナンスにも精通しており、当社業務のすべてにおいて培われた高度な知識と経験は、当社監査役としての業務に活かすことができるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2 再任 独立	ご しま ひろし 五 島 洋 (1971年 6月 8日生)	1998年 4 月 弁護士登録 飛翔法律事務所（現弁護士法人飛翔法律事務所）代表社員（現任） 2009年 6 月 当社社外監査役（現任） 株式会社ケシオン社外監査役（現任） 株式会社レイアパートナーズ社外監査役 2022年 3 月 株式会社インゲージ社外監査役（現任） 2025年 4 月 株式会社ユークス社外取締役（現任） （現在に至る）	0株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、同氏の有する高い専門的な知見により、社外監査役として経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社社外監査役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外監査役として適任と判断いたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外監査役として、その職務を適正に遂行できると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3 再任 独立	わた なべ やす ひこ 渡 部 靖 彦 (1952年 7月25日生)	1975年12月 監査法人中央会計事務所入所 1982年 8 月 公認会計士登録 2008年 7 月 監査法人浩陽会計社代表社員 2011年 6 月 ペガサス監査法人（現ひびき監査法人）代表社員 2013年 6 月 当社社外監査役（現任） 2015年 6 月 株式会社エムケイシステム社外監査役（現任） 2015年 7 月 学校法人立命館監事（現任） 2021年 7 月 渡部靖彦公認会計士事務所代表（現任） 2023年 6 月 扶桑薬品工業株式会社社外取締役（現任） (現在に至る)	0株
(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有しており、同氏の有する高い専門的な知見により、社外監査役として経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけのものと判断しております。また、当社社外監査役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外監査役として適任と判断いたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外監査役として、その職務を適正に遂行できると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 五島 洋氏及び渡部 靖彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 五島 洋氏及び渡部 靖彦氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって五島 洋氏が16年、渡部 靖彦氏が12年となります。
4. 当社は五島 洋氏及び渡部 靖彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 堀口 康郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、当社及び国内子会社の取締役及び監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、各監査役候補者の選任が承認された場合、被保険者となります。保険料は全額会社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補する内容であります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等、一定の免責事由があります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は五島 洋氏及び渡部 靖彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

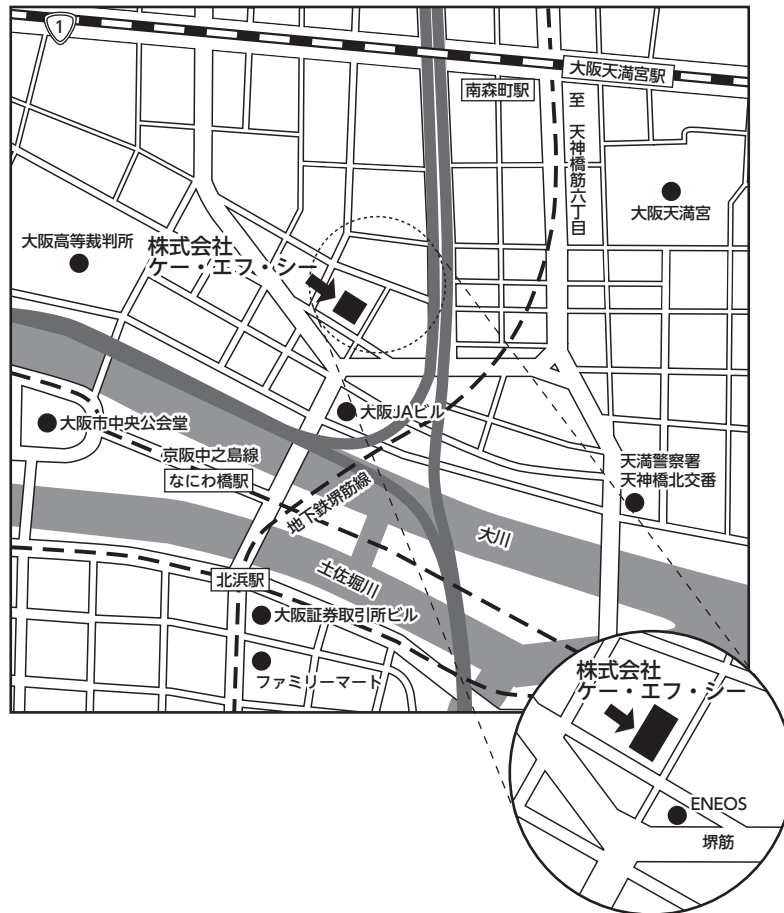
以上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市北区西天満3丁目2番17号

当社大阪本店ビル5階会議室

T E L (06) 6363-4188



[J R 西 日 本]

東西線大阪天満宮駅より徒歩8分

[大 阪 地 下 鉄]

谷町線南森町駅より徒歩8分

堺筋線北浜駅より徒歩5分

[京 阪 電 鉄]

京阪本線北浜駅より徒歩5分

中之島線なにわ橋駅より徒歩3分